

■ H21(2009)年5月7日

第3弾！多摩川の『不法係留船舶』を排除！！
～大田区羽田地先で代執行～

日本の玄関口でもある大田区羽田地先において、無秩序な船舶の係留を是正するため、京浜河川事務所では行政代執行法及び河川法に基づく代執行を、平成21年5月13日(水)10時30分から、同年6月15日(月)までの期間実施し、不法に係留している船舶や棧橋等を排除します。

また、上記代執行終了後、川崎側の川崎区大師河原及び殿町地先において、河川法に基づく代執行を、同年7月下旬まで実施します。(荒天の場合、日程を変更することがあります。)

今回の代執行の実施により、大師橋より下流の多摩川においては左右岸とも全ての不法係留船舶の排除が完了することとなります。

なお、東京都が管理する海老取川（多摩川河口部で合流）においても、不法に係留されている船舶が存在しています。東京都第二建設事務所では、同様に5月13日から「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」に基づく移動措置を実施することとなっています。

行政代執行実施期間中の現場取材は可能です。なお、一部の区域は安全管理上、立入を禁止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

駐車場は、全ての車両を駐車できない場合があります。この場合、周辺住民の方々などのご迷惑とならないよう、ご配慮願います。

【資料は巻末に添付しています】

平成21年5月7日

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

発表記者クラブ

○竹芝記者クラブ

○横浜海事記者クラブ

○神奈川建設記者会

○都庁記者クラブ

問い合わせ先

* 国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

・ 副所長（技） 山口 充弘(ヤマグチ ミツヒロ)

・ 占用調整課長 中野 昌一 (ナカノ マサカズ)

電話 045-503-4000 (代表)

第3弾！多摩川の『不法係留船舶』を排除！！

～大田区羽田地先で代執行～

記者発表資料

日本の玄関口でもある大田区羽田地先において、無秩序な船舶の係留を是正するため、京浜河川事務所では行政代執行法及び河川法に基づく代執行を、平成21年5月13日（水）10時30分から、同年6月15日（月）までの期間実施し、不法に係留している船舶等を排除します。

また、上記代執行終了後、川崎側の川崎区大師河原及び殿町地先において、河川法に基づく代執行を、同年7月下旬まで実施します。

（荒天の場合、日程を変更をすることがあります。）

今回の代執行の実施により、大師橋より下流の多摩川においては左右岸とも全ての不法係留船舶の排除が完了することとなります。

なお、東京都が管理する海老取川（多摩川河口部で合流）においても、不法に係留されている船舶が存在しています。東京都第二建設事務所では、同様に5月13日から「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」に基づく移動措置を実施することとなっています。

代執行実施期間中の現地取材は可能です。

なお、一部の区域は安全管理上、立入を禁止させていただきますのであらかじめご了承ください。

駐車場は、全ての車両を駐車できない場合があります。この場合、周辺住民の方々などのご迷惑とならないようご配慮願います。

平成21年5月7日（木）

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ	横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会	都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
副 所 長 山口充弘（ヤマグチ ミツヒロ）
占用調整課長 中野昌一（ナノ マサカズ）
電話 045-503-4000（代表）

多摩川における不法係留船舶対策について

1. 多摩川における不法係留船舶対策の経緯

- 平成15年3月 多摩川下流部水面等利用者協議会 設立
※学識者、水面利用者、地元自治会、東京都、神奈川県、大田区、川崎市
- 平成18年8月 多摩川下流部不法係留船舶対策に係る計画 策定
- 平成20年2月19日～
3月11日 羽田地区(大田区羽田地先)第Ⅰ期行政・簡易代執行実施
- 平成20年9月30日～
10月31日 六郷地区(川崎区港町地先)行政・簡易代執行実施

2. 今回の行政代執行・簡易代執行の概要

羽田地区では、自然河岸の状態の浜に、従前より漁船・遊漁船・造船所などが許可を得て、船舶を係留していましたが、高潮堤防を整備し、平成3年度に現在のように締め切られた後、許可船舶に混じってプレジャーボートなどの不法係留が増加してきました(平成18年5月には、344艇にもおよぶ不法係留船舶が確認されています)。

不法係留は、貴重なオープンスペースである河川空間を不法に占有し、秩序ある河川利用を妨げていることはもとより、治水、自然環境、河川景観にも重大な影響を与えています。

ただし、当該地区は不法係留船数が非常に多く、ただ単に排除するだけでは他の水域に移動して不法係留を継続する可能性があることから、「多摩川下流部水面等利用者協議会」において、一定の要件を満たす船舶については、適正な保管場所を確保する期間として河川管理者が設定する期間に限って、公的主体が当該地区に設置する暫定的な係留施設への係留を認めることとしました。

上記施設への係留の意思表示を行わず、かつ当該地区からの自主的な移動・撤去に応じない者の所有または管理する船舶・係留施設について、以下のように行政代執行を実施するものです。

- 平成21年5月13日 羽田地区(第Ⅱ期)行政・簡易代執行着手
海老取川「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」に基づく船舶の移動着手
- 平成21年6月15日 羽田地区(第Ⅱ期)行政・簡易代執行終了
- 平成21年7月中旬 大師河原地区(川崎区大師河原・殿町地先)簡易代執行終了



3. 行政代執行・簡易代執行の対象物件数 (平成21年4月2日時点)

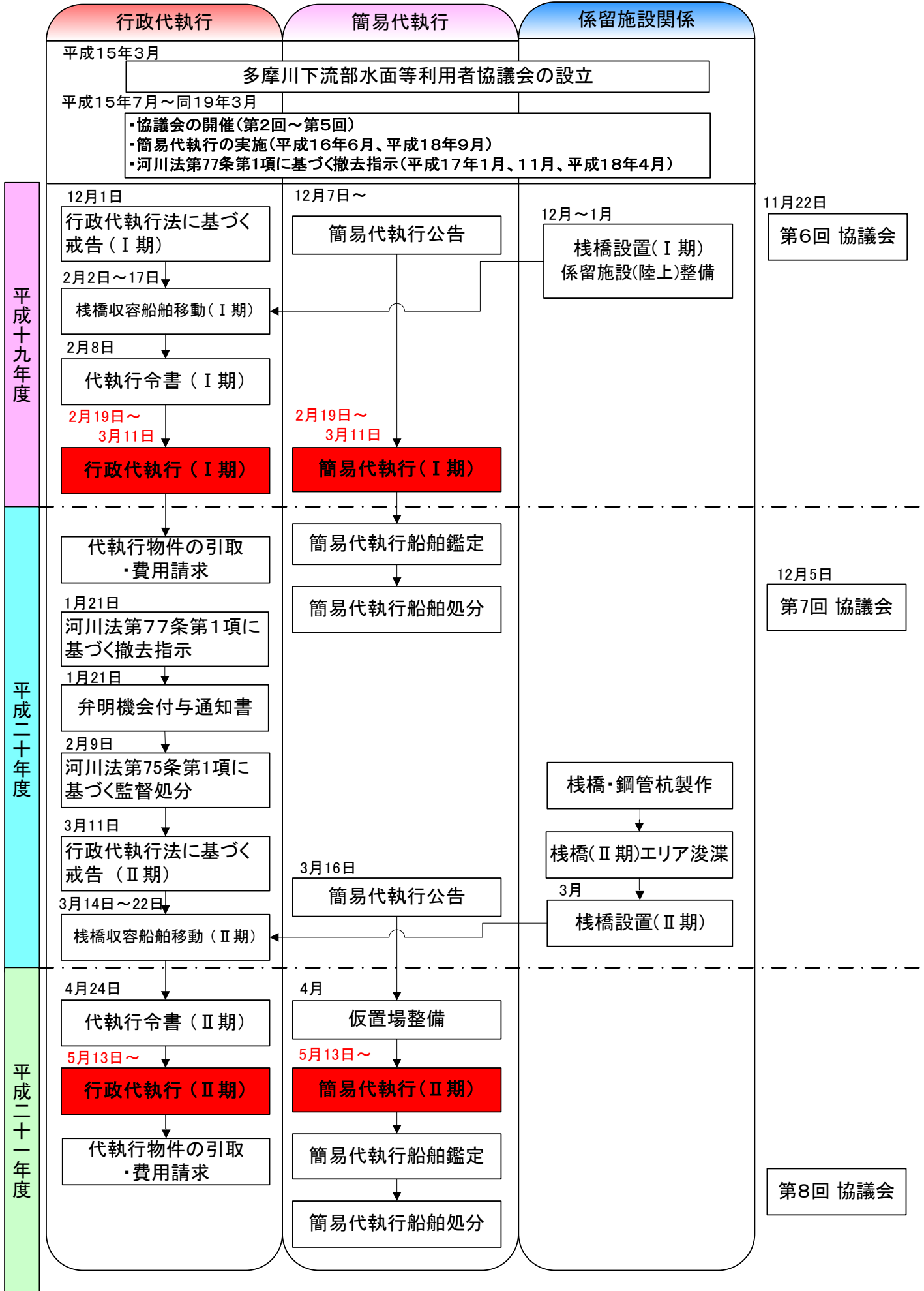
羽田Ⅱ期実施エリア

- ① 船舶 40艇
② 工作物(棧橋、看板、物置等) 28件

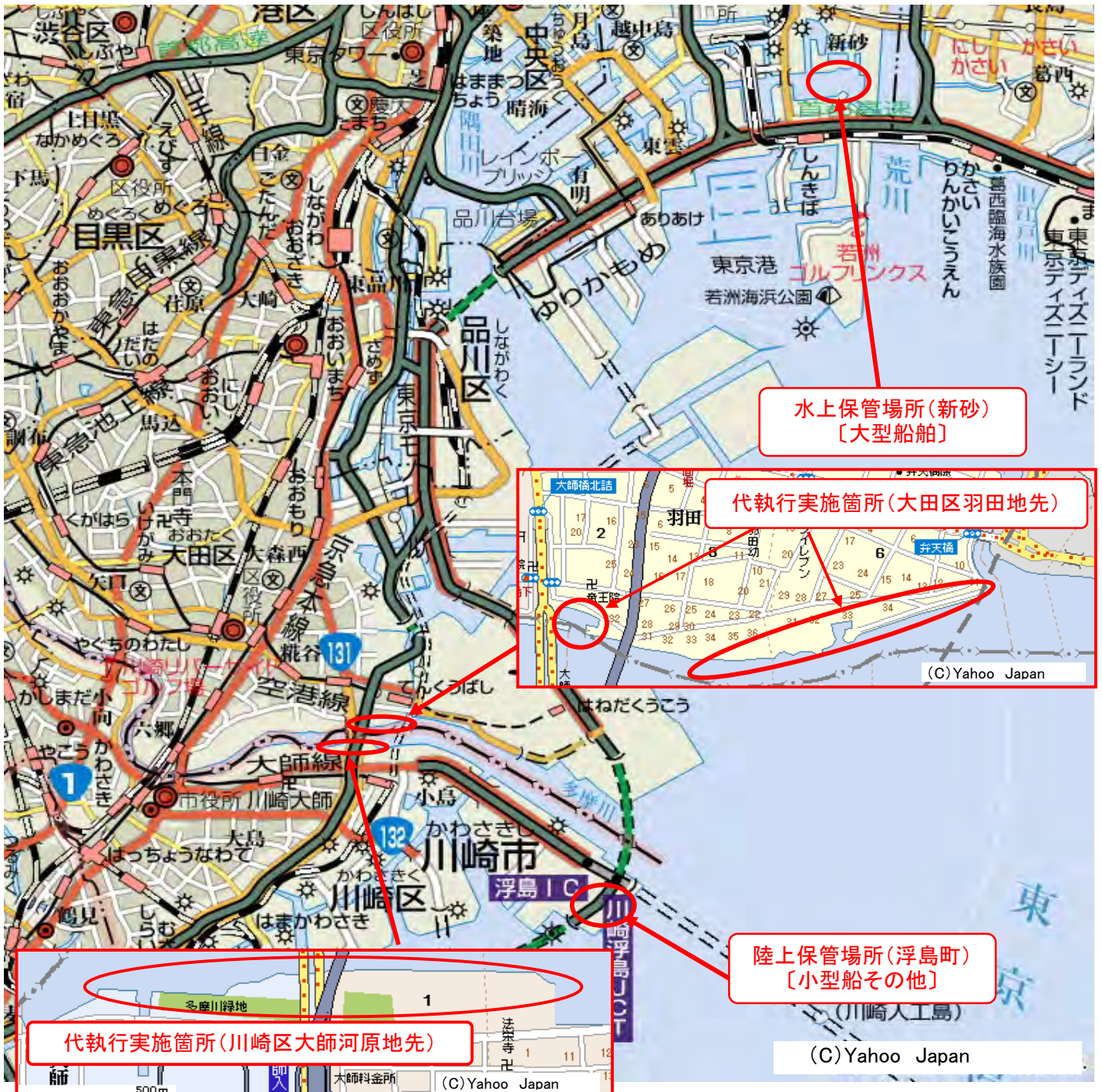
大師河原実施エリア

- ① 船舶 14艇
② 工作物(小屋、鋼材等) 11件

取り組みの経緯



位置図 ①



位置図 ②

代執行作業を行う際は、作業を行うエリア毎に立ち入り禁止区域を設定しますので、立ち入り禁止措置が行われた区域には立ち入らないようご協力をお願いします。



時間貸駐車場位置図

表 羽田地区時間貸し駐車場一覧表

駐車場No.	収容台数(台)	駐車場名
1	6	アイベック穴守稲荷第1
2	9	羽田・穴守稲荷駅駐車場
3	6	エアーパーク羽田第1
4	6	リビングパーク羽田4
5	5	タイムズ羽田
6	7	トワパーク穴守稲荷
7	58	ピットインパーク羽田大鳥居
8	21	TOMOパークキングTPP大鳥居
9	2	シティパーク羽田No.2
10	3	TOMOパークキング羽田第2
11	4	TOMOパークキング羽田一丁目
12	11	シティパーク羽田No.3
13	5	羽田1丁目パークキング
14	3	シティパーク羽田
15	3	コマースハルパーキング本羽田一
16	6	シティパーク萩No.4
17	7	萩中3丁目パーク2
18	4	エイブル萩中3丁目第1
19	6	カーパーク大鳥居駅前第2優良駐車場
20	9	萩中3丁目パークキング
21	6	アイベック大鳥居第1
22	17	MD大鳥居パークキング
23	7	ブレイク萩中
24	5	NTTル・パルク羽田駐車場
25	8	NTTル・パルク羽田第3駐車場
26	41	萩中公園駐車場
27	50	羽田タワーパークキング
合計	315	

